

こんなこと 決めました！

2016年
3月
定例会
3月2日～17日

条例等の主なもの

●大崎町行政不服審査会条例の制定について

改正された行政不服審査法が平成28年4月1日から施行され審査請求の採決に際して諮問する第三者機関の設置が義務付けられたことによる条例制定

●行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の改正に伴い関連する条例の整備を行う必要が生じたことによる条例制定

●大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子ども医療費の助成対象を中学校修了時から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡大するための一部改正

●大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

職業能力開発促進法の一部改正に伴う一部改正

●大崎町人材育成基金条例の全部を改正する条例の制定について

大崎町人材育成基金について地域づくりに携わる人材の育成に加え地域産業を支える人材育成についても活用できるよう設置目的の見直しを行うための全部改正

●大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について

減額率 町長10% 副町長・教育長5%

●大崎町総合計画の基本計画について

大崎町総合計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を前期期間として策定されましたが、この前期計画期間が平成28年3月31日で満了することから、平成33年3月31日までの後期5カ年の基本計画を策定するものです。

後期計画の策定にあたっては、基本理念等を引き続き踏襲するとともに、この5年間で達成状況や社会情勢の変化等を踏まえて前期計画をベースに必要な部分の見直しが行われました。

●大崎町過疎地域自立促進計画について

平成26年4月に過疎地域自立促進特別措置法が一部改正され、失効期間が平成33年3月31日まで5年間延長されたことから、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする計画を策定するものです。策定にあたっては、現行の計画を継承しながら社会情勢の変化や今後5年間の財政状況の予測等を踏まえて必要な見直しが行われました。

固定資産評価審査委員会委員 同意

左記の方を固定資産評価審査委員会委員として同意しました。



住所

飯宿1892番地

氏名

新留 勝郎 氏 (71歳)